

第1章

計画の基本的事項

本章では、計画策定の背景や趣旨、計画の目的、計画の期間など計画の基本となる事項を示します。

第1節 計画策定の背景

本市は、平成9年3月に船橋市環境基本計画を策定し、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、これまでの社会経済システムのあり方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指して、各種の環境保全の取り組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、計画策定後十数年が経過し、環境保全の取り組みには一定の進展がみられたものの、その間に環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、循環型社会実現に向けた取り組みの強化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化問題への対応、生物多様性の確保に向けた取り組みの推進などが必要となりました。

本市においても、社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて新たな環境施策に取り組んでいくことが必要となりました。

このようなことを踏まえ、平成9年に策定された船橋市環境基本計画の計画期間が平成22年度で満了となることから、同計画を引き継ぎながら今日の環境問題の課題を明らかにし、市民、事業者、行政が協力して取り組むべき新たな「船橋市環境基本計画」を策定するものです。

船橋市環境基本条例の基本理念

1. 環境の恵沢の享受と継承

環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3. 人と自然の共生

環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4. 地球環境保全への貢献

地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2節 計画策定の趣旨

本計画は、船橋市環境基本条例の基本理念を受けて、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共生する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けることができるようにすることを目的とします。

また、本計画は、近年急速に顕在化してきている地球温暖化問題などの新たな環境問題を的確に捉え、環境行政を取り巻く状況の変化や社会経済情勢の変化、市民や事業者のニーズなどに対応した環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「船橋市総合計画」を環境面から推進するためのものです。

同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格を合わせ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。

また、市民、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

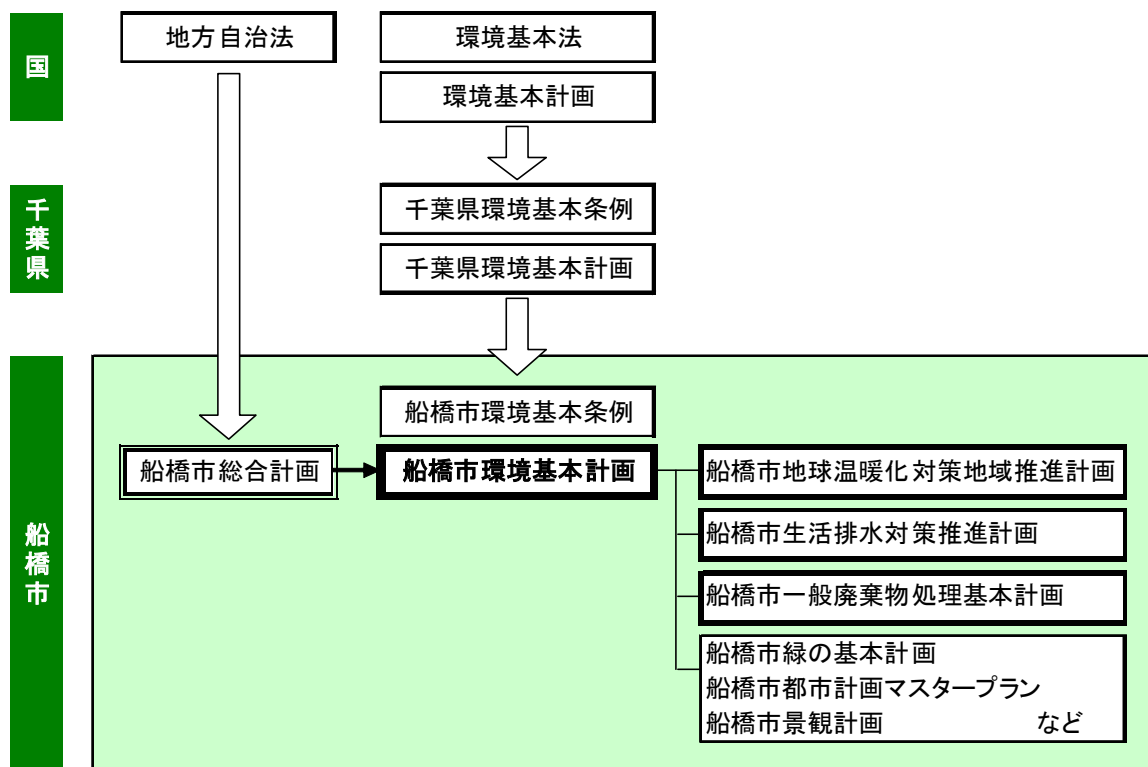


図 1-3-1 本計画の位置づけ

第4節 計画の範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

本計画の対象分野は、①生活環境、②自然環境、③地域環境、④地球環境、⑤環境保全活動の5分野とします。また、対象とする地域は船橋市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

表 1-4-1 環境基本計画の範囲

| 対象分野 | 具 体 的 内 容 |
|---------|----------------------------------|
| ①生活環境 | 水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭、公害苦情 など |
| ②自然環境 | 干潟、河川、森林、農地、動植物 など |
| ③地域環境 | 公園・緑地、景観、都市環境 など |
| ④地球環境 | 地球温暖化、省エネルギー、新エネルギー、廃棄物・リサイクル など |
| ⑤環境保全活動 | 環境教育、環境学習、環境情報、環境保全活動 など |

第5節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。



大切に守り育てる花「カザグルマ」

「カザグルマ」は、船橋市に自生している貴重種であり、市のシンボルとして、大切に保護し、保存していくべき花であることから『市の花』として選ばれました。

第6節 計画の構成

本計画は、第1章～第7章で構成されます。

第1章に計画の基本となる事項、第2章に船橋市の概要、第3章に市域の環境の現状と課題、第4章に本計画が目指す望ましい環境像と施策の体系、第5章に第4章で示した環境像を実現するために市が取り組む施策の具体的な内容、第6章に市民や事業者に取り組んでいただく環境配慮の行動の具体的な内容、第7章に本計画の推進体制と進行管理の方法について示します。

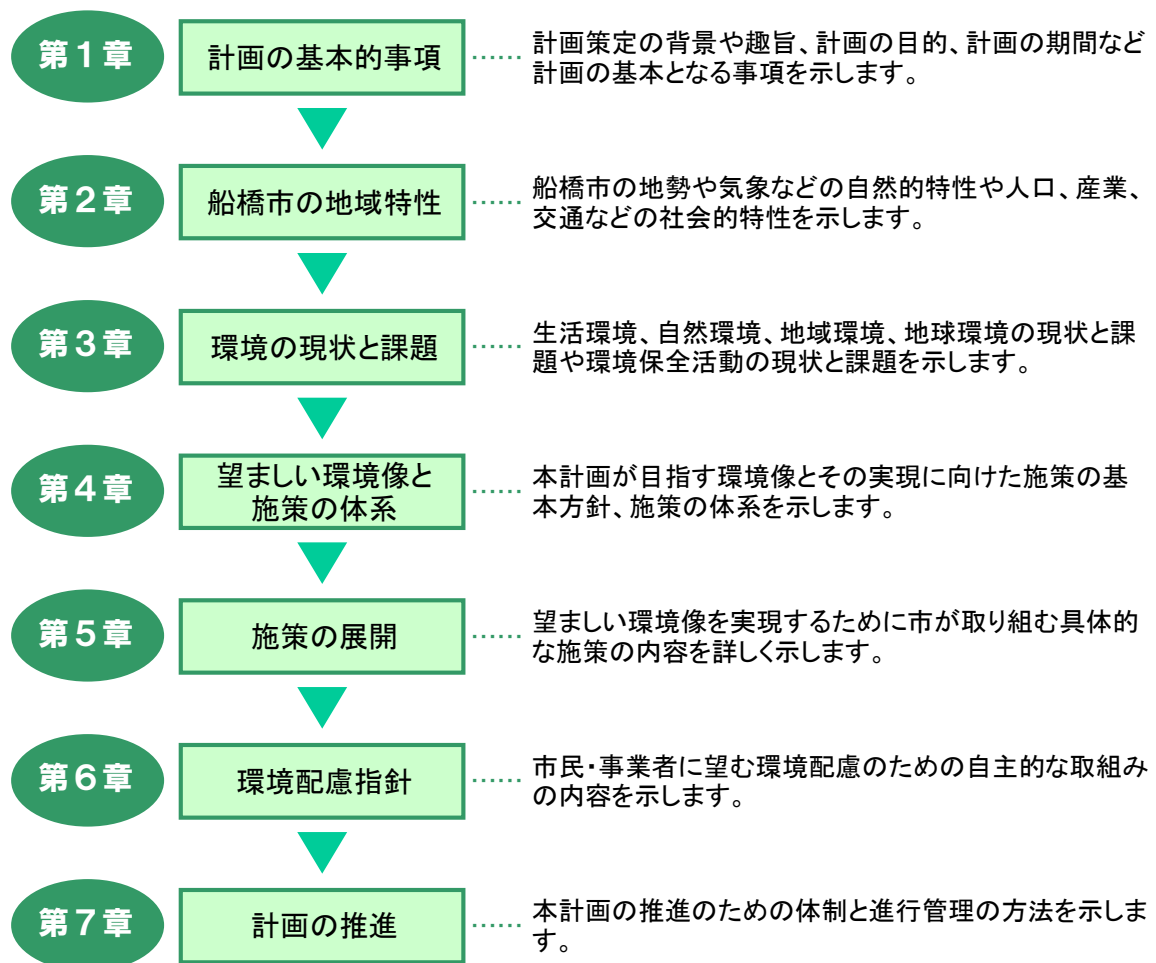


図 1-6-1 船橋市環境基本計画の構成